平成２６年（フ）第４５０１号
埼玉県越谷市宮本町３丁目194―３―202
債務者　久保田愛子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５２５号
千葉県八千代市大和田新田101―81
債務者　武本　信行
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５２６号
千葉県八千代市大和田新田101―81
債務者　武本　明美
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５３０号
東京都江戸川区西小岩３丁目29―13―206
債務者　小田嶋茂明
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５４１号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼２丁目19―１―103
債務者　石井さやの
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５４２号
神奈川県藤沢市藤沢572―202
債務者　秦野　　渉
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５５６号
東京都足立区加平３丁目18―16―703
債務者　江川　恵子
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５５７号
東京都板橋区稲荷台24―８―203
債務者　千葉　文夫
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５７２号
東京都練馬区関町北２丁目25―11―401
債務者　宮田　英樹
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５７３号
東京都墨田区八広３丁目38―７―210
債務者　森　　五雄
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５７６号
東京都江戸川区大杉１丁目16―６　隅田電機工業株式会社
債務者　横山　　薫
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５７９号
東京都江戸川区中央２丁目10―９―102
債務者　曾根　毅志
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５８８号
東京都足立区中川１丁目３―23―303
債務者　高橋　義昭
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６０４号
東京都江東区大島４丁目17―４―205
債務者　長門　清廣
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６０５号
東京都江戸川区東葛西９丁目１―７―606
債務者　恒吉　芳裕
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６０６号
東京都葛飾区高砂２丁目27―８　第３吾妻荘11号
債務者　井藤明日香
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部